

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、パチンコ店の事務員として勤務していたところ、請求人の申述によれば、同店において、現金不足が発生したことにより残業を強要され、店長から怒声をあげられ、詰問され、その後、退職を強要された。このため、請求人は、〇クリニックを受診したところ、「うつ状態」と診断され、その後、〇病院に転医し、「気分障害（うつ状態）、外傷後ストレス障害疑い」と診断された。

請求人は、業務上の事由により精神障害を発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

私の疾病は、業務上の心的負荷による精神障害等にかかるものである。

したがって、業務上の災害とは認められないとして行った監督署長の不支給決定処分は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

#### (2) 業務による心理的負荷の評価

・ 現金不足が発生したことは、「会社で起きた事故（事件）について、責任を問われた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

・ 上司に怒声をあげられ、詰問されたことは、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

上記のいずれの出来事も心理的負荷の強度の修正は必要ない。

・ 出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷について、特に評価すべきものはない。よって、業務による心理的負荷の総合評価は「中」と判断される。

#### (3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

子供が大学に進学したことは、「子供の入試・進学があった又は子供が受験勉強を始めた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

個体的要因については、特に認められるものはなかった

#### (4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「中」であり、請求人に発症した精神障害は、業務上の事由によるものとは認められない。

### 4 審査官の判断

#### (1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 43.2 適応障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

#### (2) 業務による心理的負荷の評価

・ 「現金不足金の発生」については、「会社で起きた事故（事件）について、責任を問われた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

・ 「上司との関係（怒声・詰問されたこと）」については、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

・ 「退職の強要」については、「現金不足金の発生」や「上司との関係」とも関連し、退職の強要といえるかは判然としないものであるが、いずれにせよ、発症後の出来事であるため、心理的負荷の対象としては評価しない

・ 心理的負荷の強度を修正する視点では、特に修正は要しない。

・ 出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷については、評価すべきものはない。よって、業務による心理的負荷の総合評価は「中」と判断される。

#### (3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

請求人の申述等からは、特段の心理的負荷は認められない。

既往歴として、以前、うつ病と診断され、心療内科での治療歴が認められる。

#### (4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」に至るものではなく、請求人に発症した精神障害は、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。